

■ 参考資料

- 1 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果
- 2 策定経過
- 3 健康福祉審議会社会福祉専門分科会委員名簿
- 4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例
- 5 健康福祉審議会規則

参考資料

参考資料

1 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果

(1) 調査の目的

市民の皆様の地域との関わりや福祉に関する意識、普段の生活における困りごとなど、地域福祉に関する現在の実態を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするため実施するもの。

(2) 調査の内容

- 地域との関わりについて (問1～問11)
- 地域活動やボランティア活動について (問12～問13)
- 生活課題について (問14～問17)
- その他福祉全般について (問18～問20)

(3) 調査の設計

調査地域	市内全域
調査対象	・18歳以上75歳以下の市民 1,889人 (住民基本台帳から無作為抽出) ・市政モニター 111人 計 2,000人
調査期間	令和3年(2021年)1月8日～令和3年(2021年)1月29日
調査方法	郵送による配付・回収

(4) 回収結果

配付数	有効回収数	回収率
2,000件	1,107件	55.3%

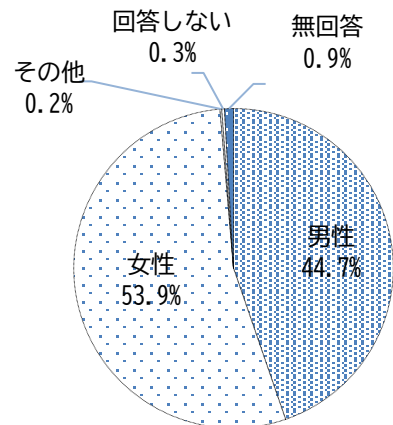
(5) 集計結果の表示等

- ✓ 集計結果の構成比率(%)は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ✓ 各設問中、今回のアンケートで新たに追加した選択肢については、表中のH27「回答数」の欄を斜線としています。
- ✓ 今回のアンケートで新設した設問は、令和2年度分の集計のみ掲載しています。

(6) 回答者の属性

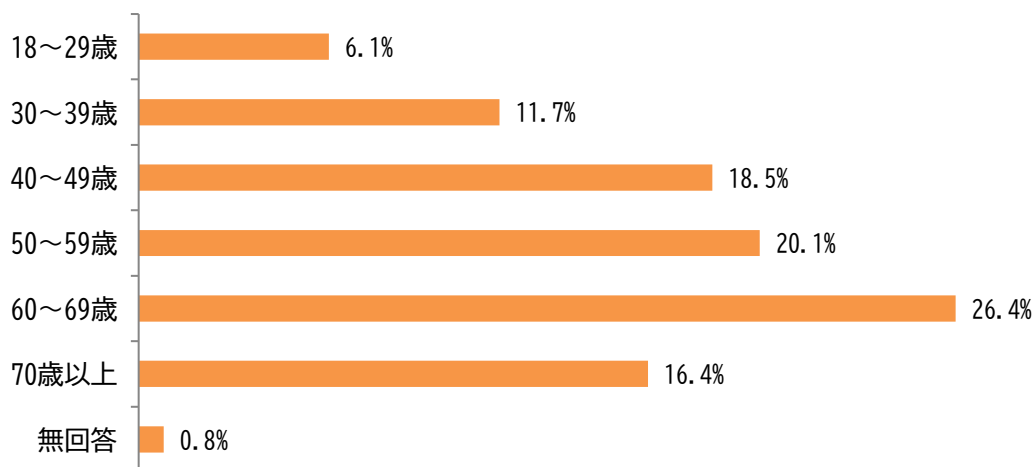
■性別

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	男性	495	44.7%
2	女性	597	53.9%
3	その他	2	0.2%
4	回答しない	3	0.3%
5	無回答	10	0.9%
合計		1,107	100.0%



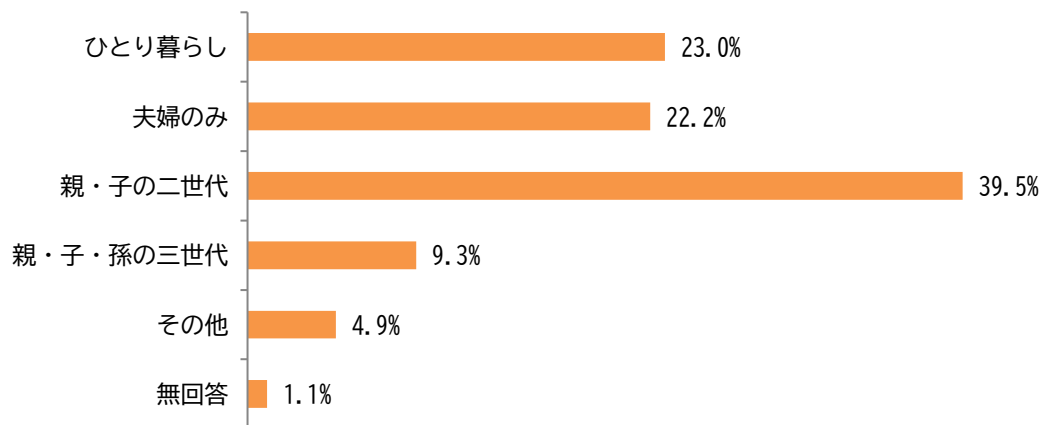
■年齢構成

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	18～29歳	68	6.1%
2	30～39歳	129	11.7%
3	40～49歳	205	18.5%
4	50～59歳	222	20.1%
5	60～69歳	292	26.4%
6	70歳以上	182	16.4%
7	無回答	9	0.8%
合計		1,107	100.0%



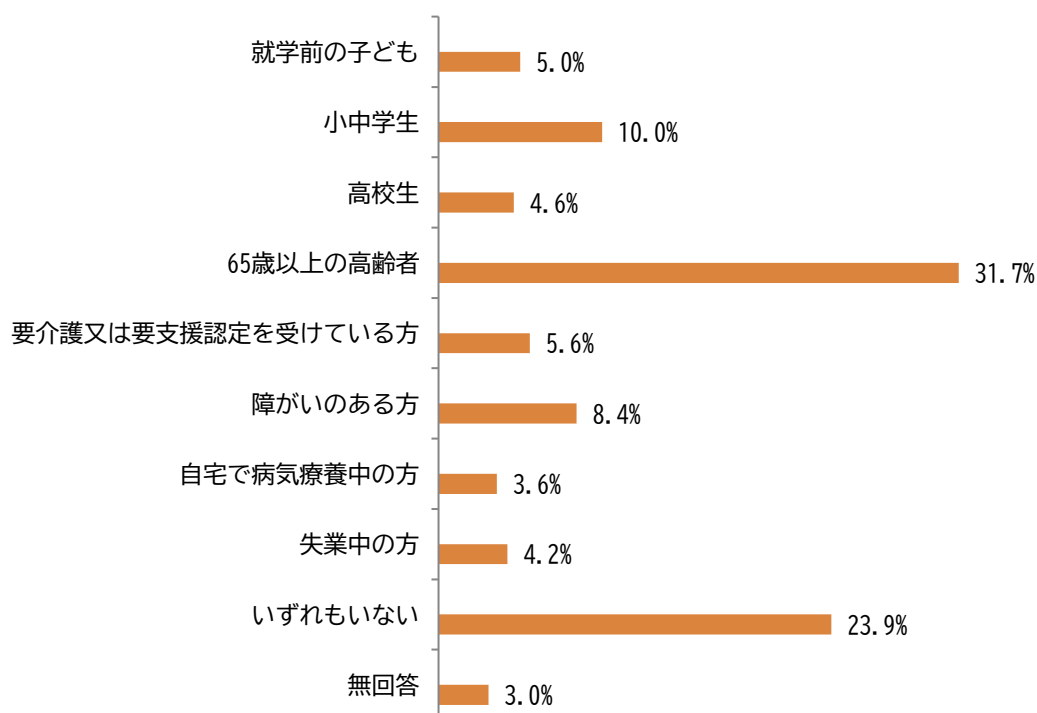
■家族構成

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 ひとり暮らし	255	23.0%
2 夫婦のみ	246	22.2%
3 親・子の二世代	437	39.5%
4 親・子・孫の三世代	103	9.3%
5 その他	54	4.9%
6 無回答	12	1.1%
合計	1,107	100.0%



■同居家族の状況（あてはまるもの全て）

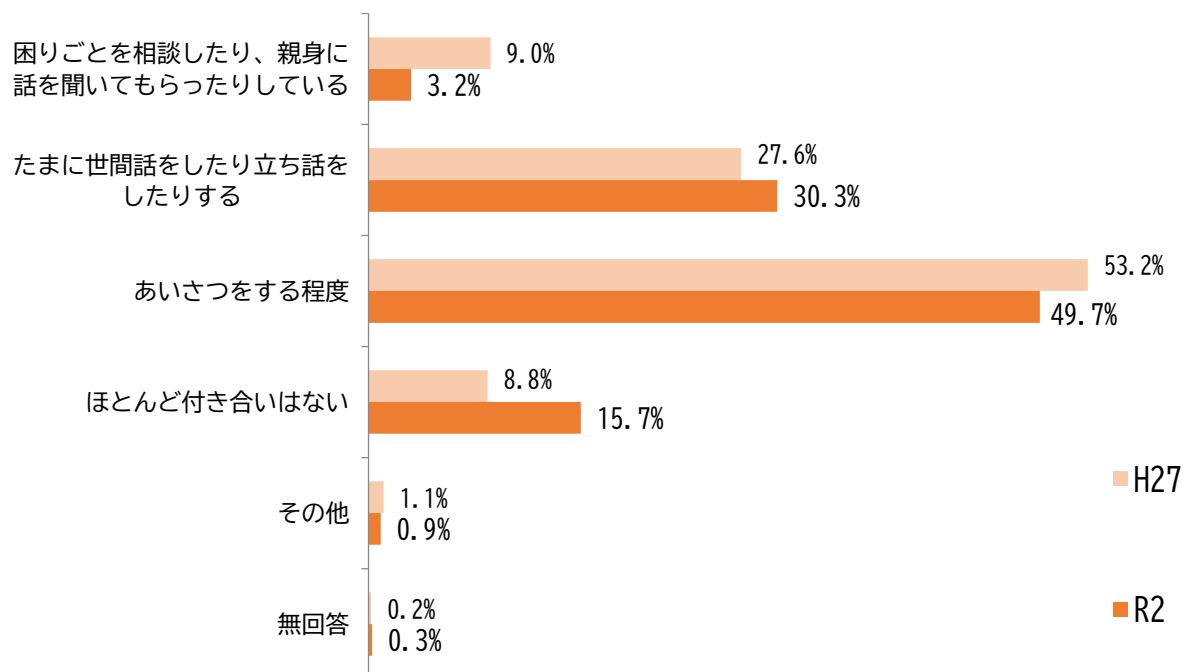
選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 就学前の子ども	77	5.0%
2 小中学生	154	10.0%
3 高校生	71	4.6%
4 65歳以上の高齢者	490	31.7%
5 要介護又は要支援認定を受けている方	86	5.6%
6 障がいのある方	130	8.4%
7 自宅で病気療養中の方	55	3.6%
8 失業中の方	65	4.2%
9 いずれもない	370	23.9%
10 無回答	47	3.0%
合計	1,545	100.0%



(7) 調査結果

問1) ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。(1つ選ぶ)

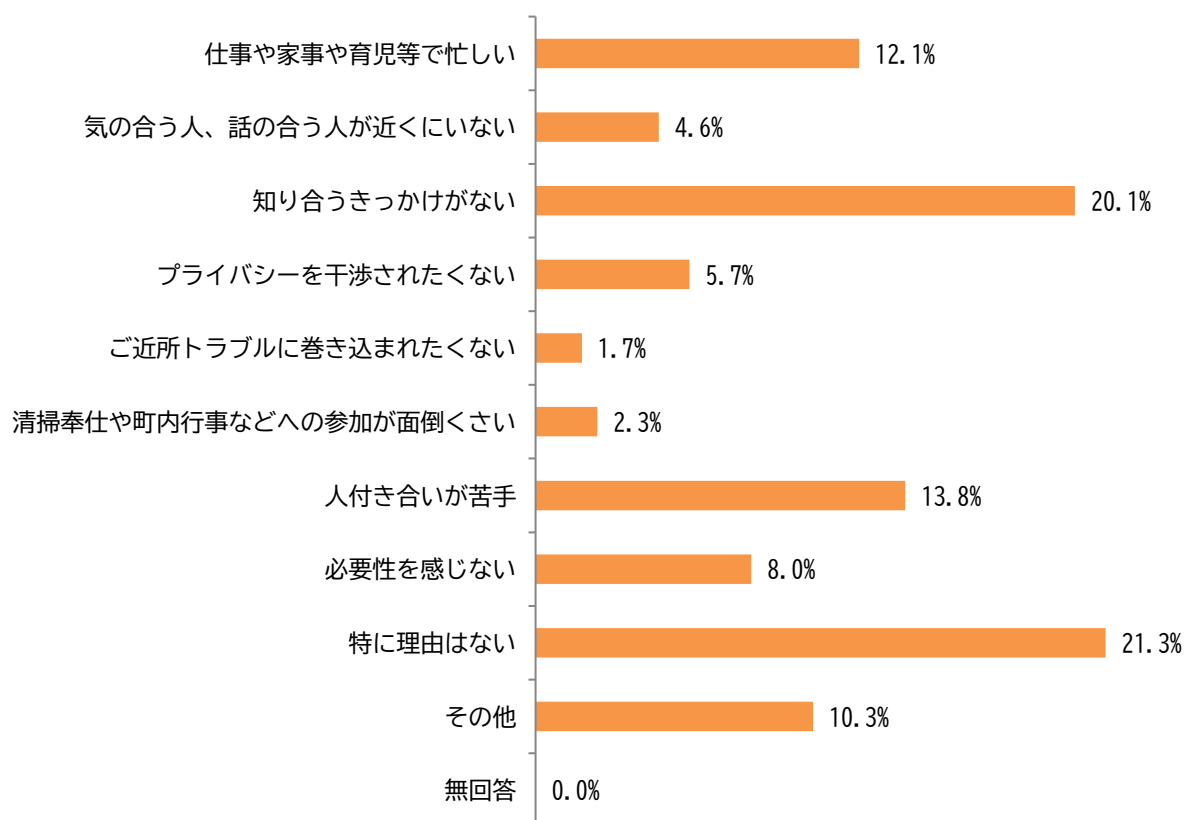
選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 困りごとを相談したり、親身に話を聞いてもらったりしている	89	9.0%	35	3.2%
2 たまに世間話をしたり立ち話をしたりする	272	27.6%	335	30.3%
3 あいさつをする程度	525	53.2%	550	49.7%
4 ほとんど付き合いはない	87	8.8%	174	15.7%
5 その他	11	1.1%	10	0.9%
6 無回答	2	0.2%	3	0.3%
合計	986	100.0%	1,107	100.0%



問2) 近所付き合いがない理由

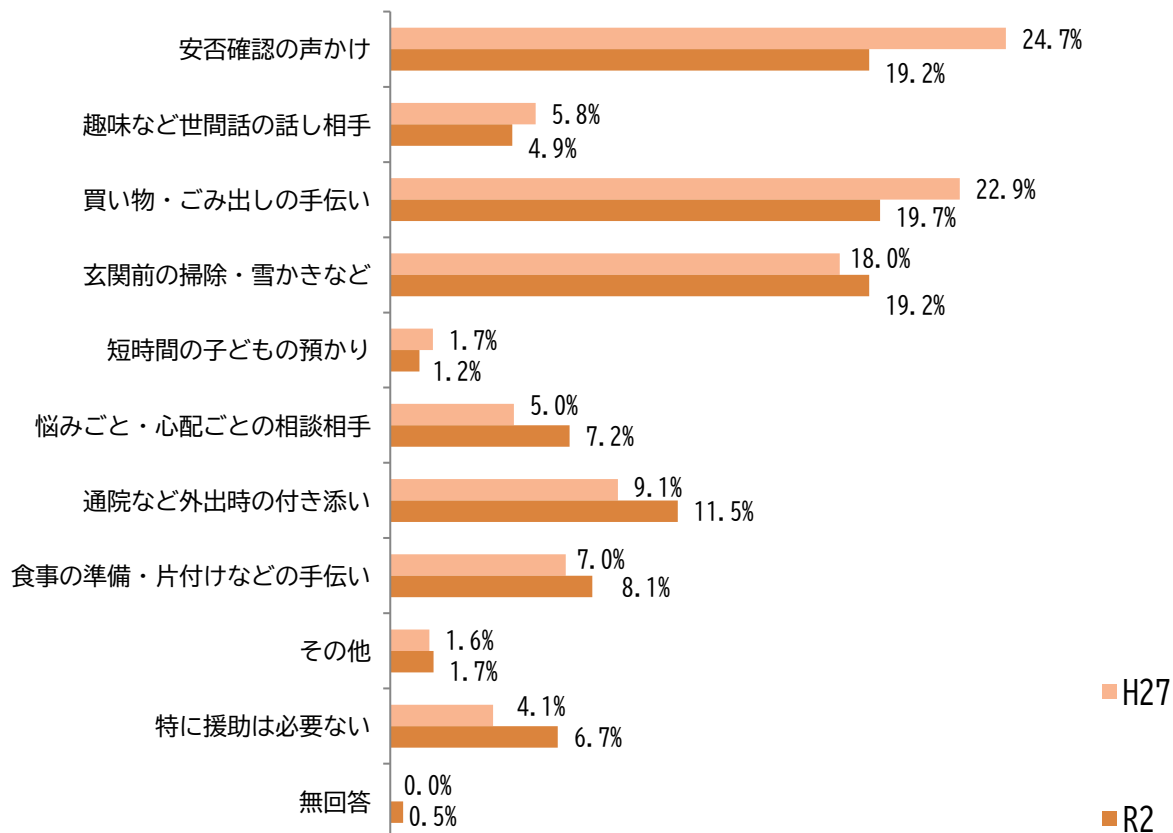
(問1で「4 ほとんど付き合いはない」を選択した方のみ1つ選ぶ)

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 仕事や家事や育児等で忙しい	21	12.1%
2 気の合う人、話の合う人が近くにいない	8	4.6%
3 知り合うきっかけがない	35	20.1%
4 プライバシーを干渉されたくない	10	5.7%
5 ご近所トラブルに巻き込まれたくない	3	1.7%
6 清掃奉仕や町内行事などへの参加が面倒くさい	4	2.3%
7 人付き合いが苦手	24	13.8%
8 必要性を感じない	14	8.0%
9 特に理由はない	37	21.3%
10 その他	18	10.3%
11 無回答	0	0.0%
合計	174	100.0%



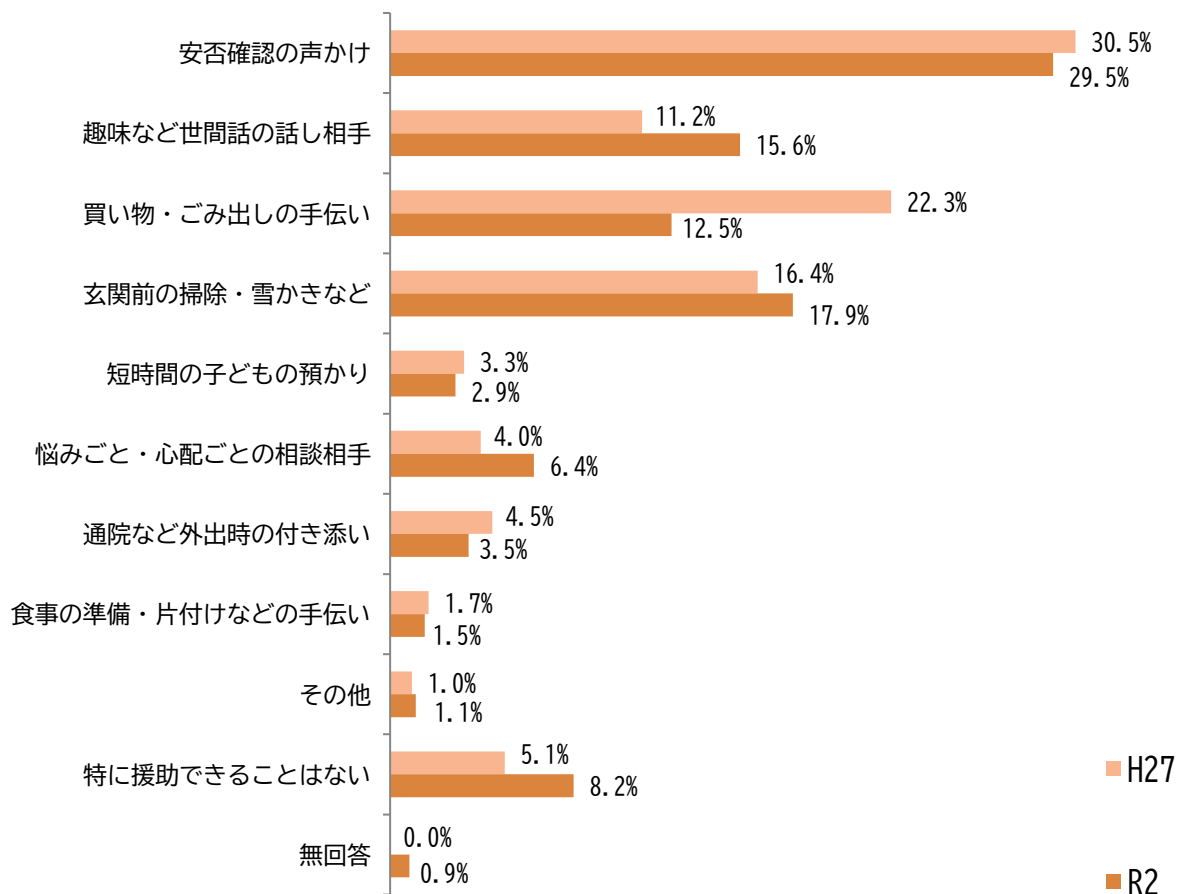
問3) 日常生活が不自由になったとき(高齢・病気・ケガなど)、地域でどのような援助をしてほしいと思いますか。(3つまで)

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	533	24.7%	443	19.2%
2 趣味など世間話の話し相手	126	5.8%	113	4.9%
3 買い物・ごみ出しの手伝い	493	22.9%	453	19.7%
4 玄関前の掃除・雪かきなど	389	18.0%	443	19.2%
5 短時間の子どもの預かり	37	1.7%	27	1.2%
6 悩みごと・心配ごとの相談相手	107	5.0%	166	7.2%
7 通院など外出時の付き添い	197	9.1%	266	11.5%
8 食事の準備・片付けなどの手伝い	152	7.0%	187	8.1%
9 その他	34	1.6%	40	1.7%
10 特に援助は必要ない	89	4.1%	155	6.7%
11 無回答	0	0.0%	12	0.5%
合計	2,157	100.0%	2,305	100.0%



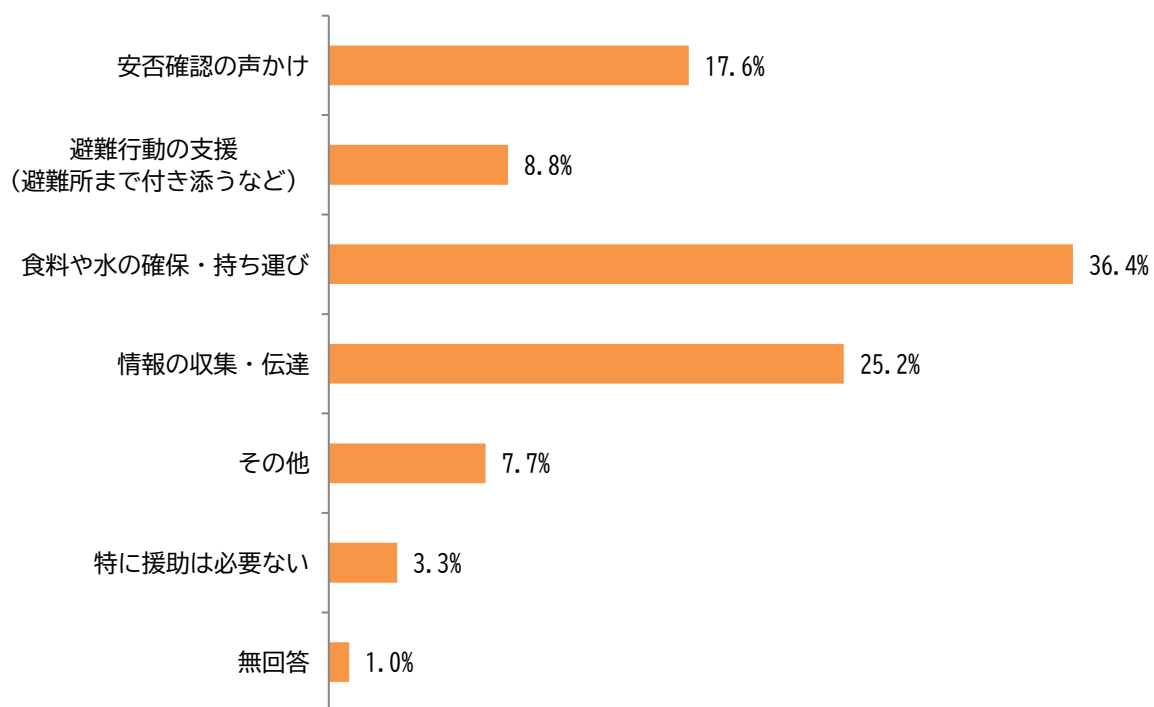
問4) 地域の高齢者や障がい者、子育てなどで困っている人に対して、日常であな
たができることはなんですか。(3つまで)

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	658	30.5%	650	29.5%
2 趣味など世間話の話し相手	242	11.2%	343	15.6%
3 買い物・ごみ出しの手伝い	481	22.3%	276	12.5%
4 玄関前の掃除・雪かきなど	353	16.4%	395	17.9%
5 短時間の子どもの預かり	71	3.3%	64	2.9%
6 悩みごと・心配ごとの相談相手	87	4.0%	141	6.4%
7 通院など外出時の付き添い	98	4.5%	77	3.5%
8 食事の準備・片付けなどの手伝い	37	1.7%	34	1.5%
9 その他	21	1.0%	25	1.1%
10 特に援助できることはない	110	5.1%	180	8.2%
11 無回答	0	0.0%	19	0.9%
合計	2,158	100.0%	2,204	100.0%



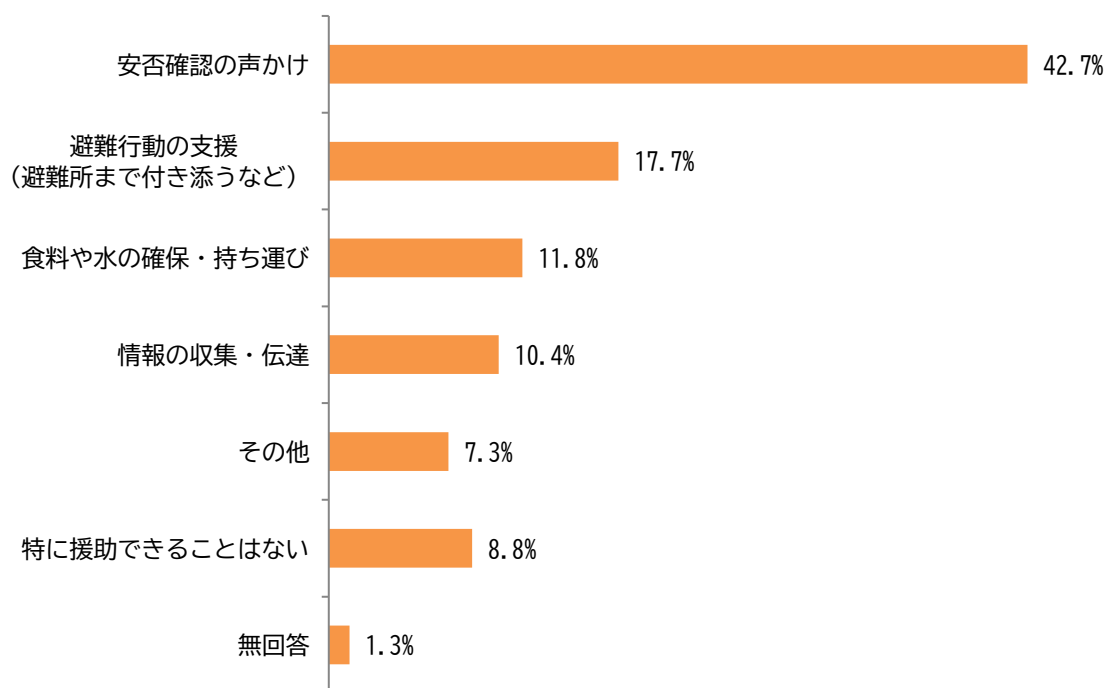
問5) 地震や津波、洪水などの災害が発生した際に、どのような援助をしてほしい
 と思いますか。(1つ選ぶ)

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	195	17.6%
2 避難行動の支援(避難所まで付き添うなど)	97	8.8%
3 食料や水の確保・持ち運び	403	36.4%
4 情報の収集・伝達	279	25.2%
5 その他	85	7.7%
6 特に援助は必要ない	37	3.3%
7 無回答	11	1.0%
合計	1,107	100.0%



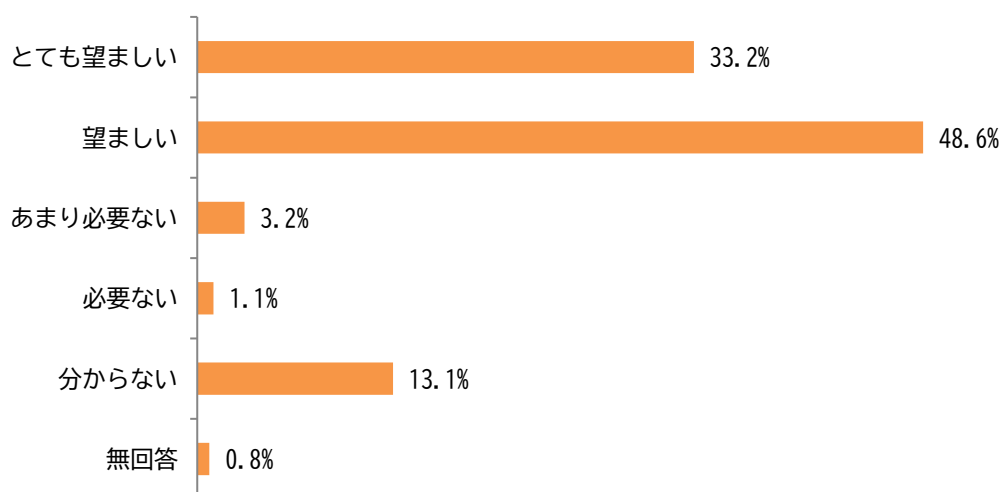
問6) 地震や津波、洪水などの災害が発生した際に、隣近所の援助が必要な人に対して、あなたができることは何ですか。(1つ選ぶ)

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	473	42.7%
2 避難行動の支援 (避難所まで付き添うなど)	196	17.7%
3 食料や水の確保・持ち運び	131	11.8%
4 情報の収集・伝達	115	10.4%
5 その他	81	7.3%
6 特に援助できることはない	97	8.8%
7 無回答	14	1.3%
合計	1,107	100.0%



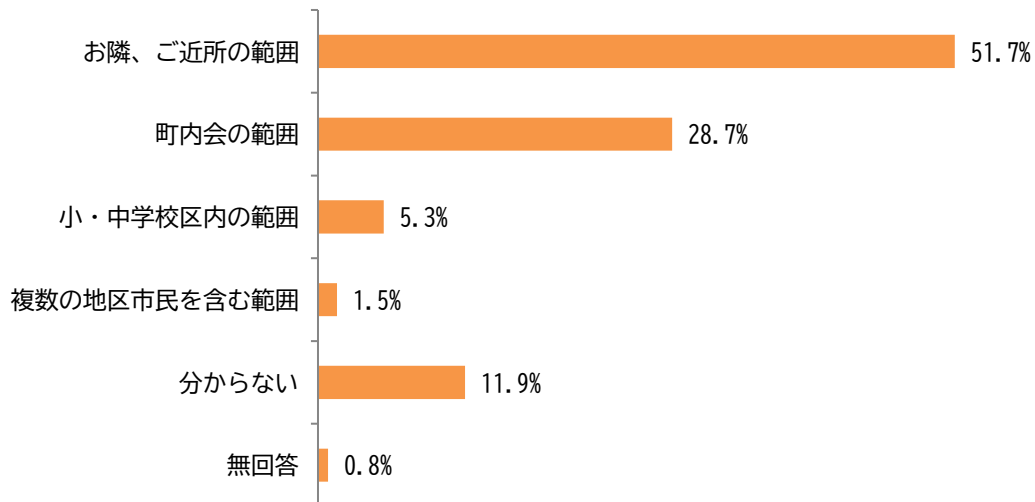
問7) 地域での支え合いを広めていくことは、行政の手が届かない生活課題などの解決にもつながるものと考えられますが、地域の住民同士が「支え手」や「受け手」となり、お互いに支え合いながら地域福祉を進めていくことについて、どのように思いますか。(1つ選ぶ)

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 とても望ましい	368	33.2%
2 望ましい	538	48.6%
3 あまり必要ない	35	3.2%
4 必要ない	12	1.1%
5 分からない	145	13.1%
6 無回答	9	0.8%
合計	1,107	100.0%



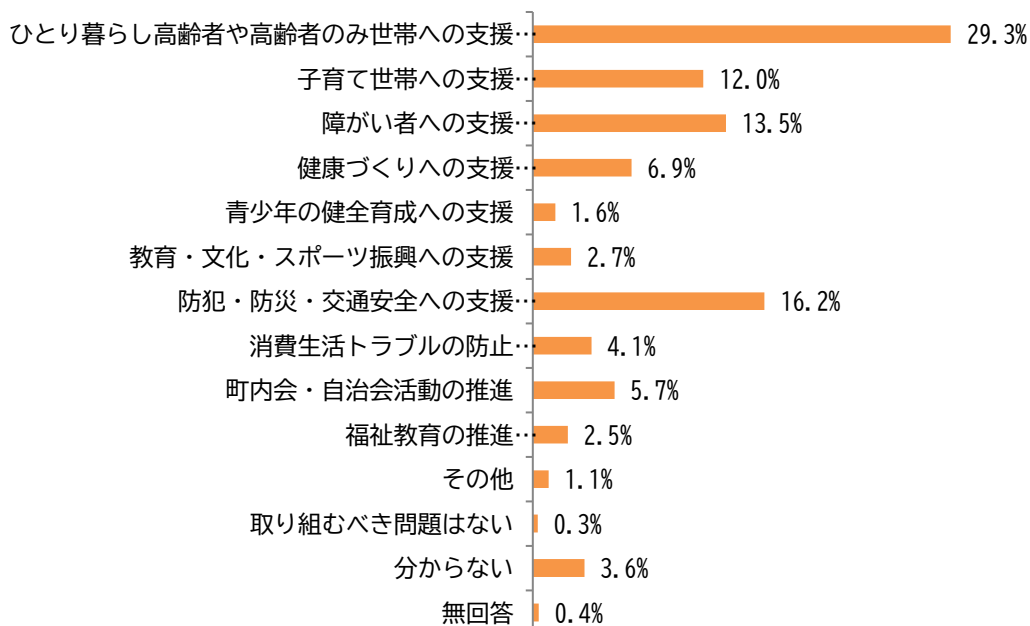
問8) 住民同士の支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」は、どの範囲ですか。(1つ選ぶ)

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 お隣、ご近所の範囲	572	51.7%
2 町内会の範囲	318	28.7%
3 小・中学校区内の範囲	59	5.3%
4 複数の地区市民を含む範囲	17	1.5%
5 分からない	132	11.9%
6 無回答	9	0.8%
合計	1,107	100.0%



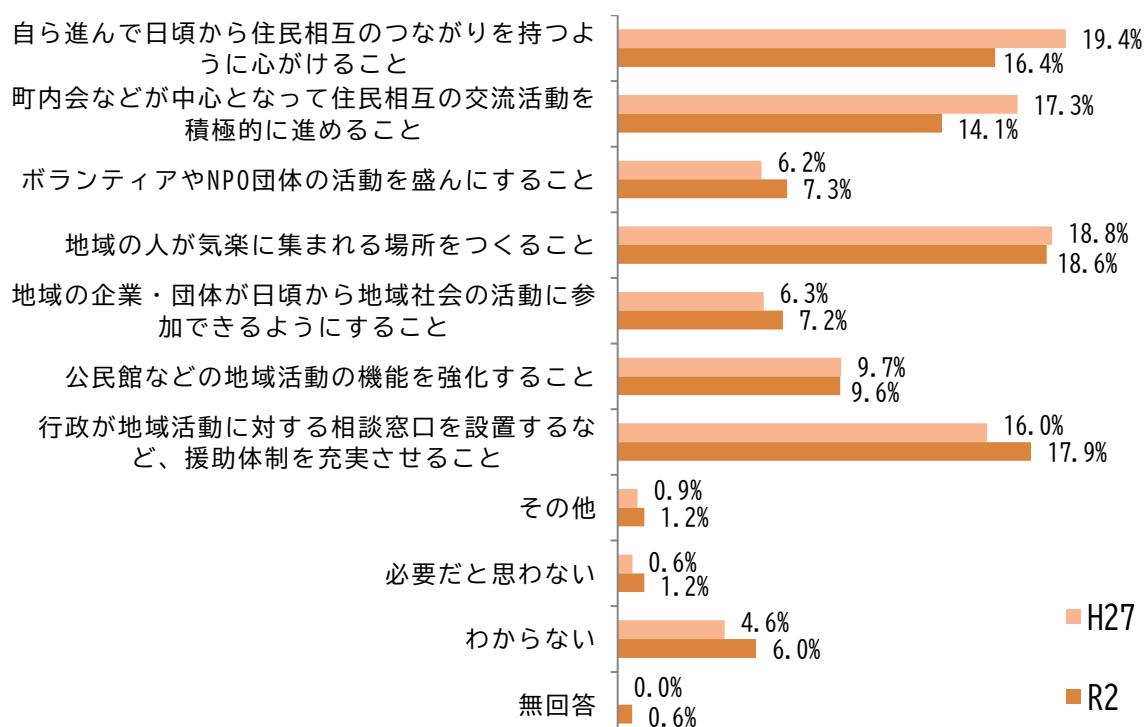
問9) 地域の人達が協力して取り組んでいくことが必要だと思うこと（3つまで）

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への支援 （見守り・安否確認など）	762	29.3%
2 子育て世帯への支援 （悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など）	311	12.0%
3 障がい者への支援（見守り・安否確認など）	352	13.5%
4 健康づくりへの支援（疾病予防など）	180	6.9%
5 青少年の健全育成への支援	41	1.6%
6 教育・文化・スポーツ振興への支援	70	2.7%
7 防犯・防災・交通安全への支援 （防犯パトロール、自主防災組織づくりなど）	422	16.2%
8 消費生活トラブルの防止 （情報提供や地域への声かけなど）	107	4.1%
9 町内会・自治会活動の推進	149	5.7%
10 福祉教育の推進 （小・中学校の学習活動への協力など）	64	2.5%
11 その他	29	1.1%
12 取り組むべき問題はない	9	0.3%
13 分からない	94	3.6%
14 無回答	11	0.4%
合計	2,601	100.0%



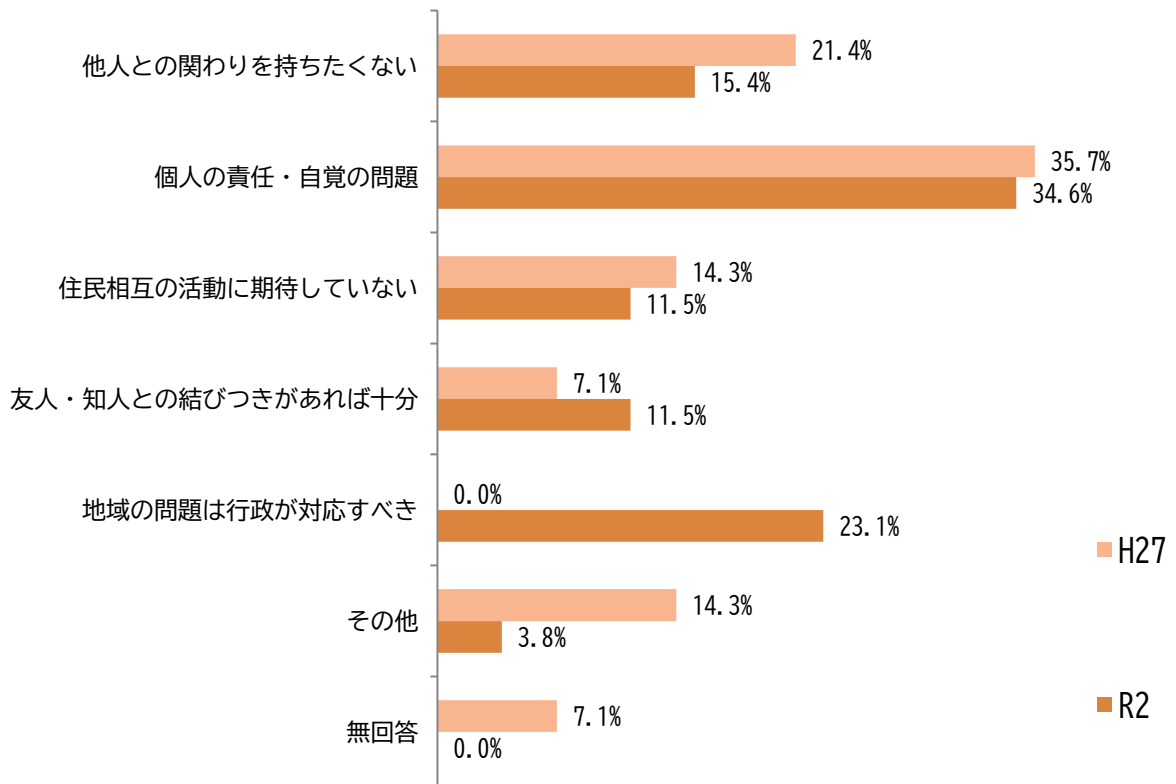
問 10) 地域社会の問題に対して、住民がお互いに協力していくためには、どんなことが必要だと考えますか。(3つまで)

選択肢		H27		R2	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つように心がけること	427	19.4%	368	16.4%
2	町内会などが中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること	381	17.3%	316	14.1%
3	ボランティアやNPO団体の活動を盛んにすること	137	6.2%	165	7.3%
4	地域の人が気楽に集まれる場所をつくること	414	18.8%	418	18.6%
5	地域の企業・団体が日頃から地域社会の活動に参加できるようにすること	139	6.3%	161	7.2%
6	公民館などの地域活動の機能を強化すること	213	9.7%	217	9.6%
7	行政が地域活動に対する相談窓口を設置するなど、援助体制を充実させること	352	16.0%	403	17.9%
8	その他	19	0.9%	26	1.2%
9	必要だと思わない	14	0.6%	26	1.2%
10	わからない	102	4.6%	135	6.0%
11	無回答	0	0.0%	14	0.6%
合計		2,198	100.0%	2,249	100.0%



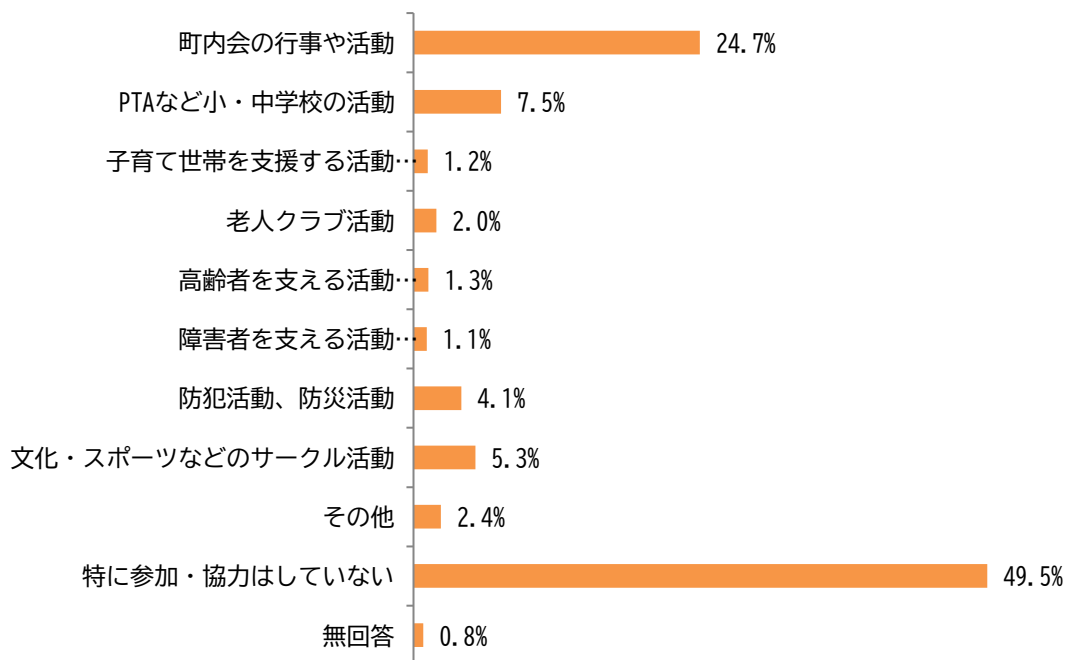
問 11) 問 10 で「9 必要だと思わない」と回答した理由（1つ選ぶ）

選択肢		H27		R2	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	他人との関わりを持ちたくない	3	21.4%	4	15.4%
2	個人の責任・自覚の問題	5	35.7%	9	34.6%
3	住民相互の活動に期待していない	2	14.3%	3	11.5%
4	友人・知人との結びつきがあれば十分	1	7.1%	3	11.5%
5	地域の問題は行政が対応すべき	0	0.0%	6	23.1%
6	その他	2	14.3%	1	3.8%
7	無回答	1	7.1%	0	0.0%
合計		14	100.0%	26	100.0%



問 12) あなたは、地域のどのような活動に参加したり、協力したりしていますか。
(あてはまるもの全て)

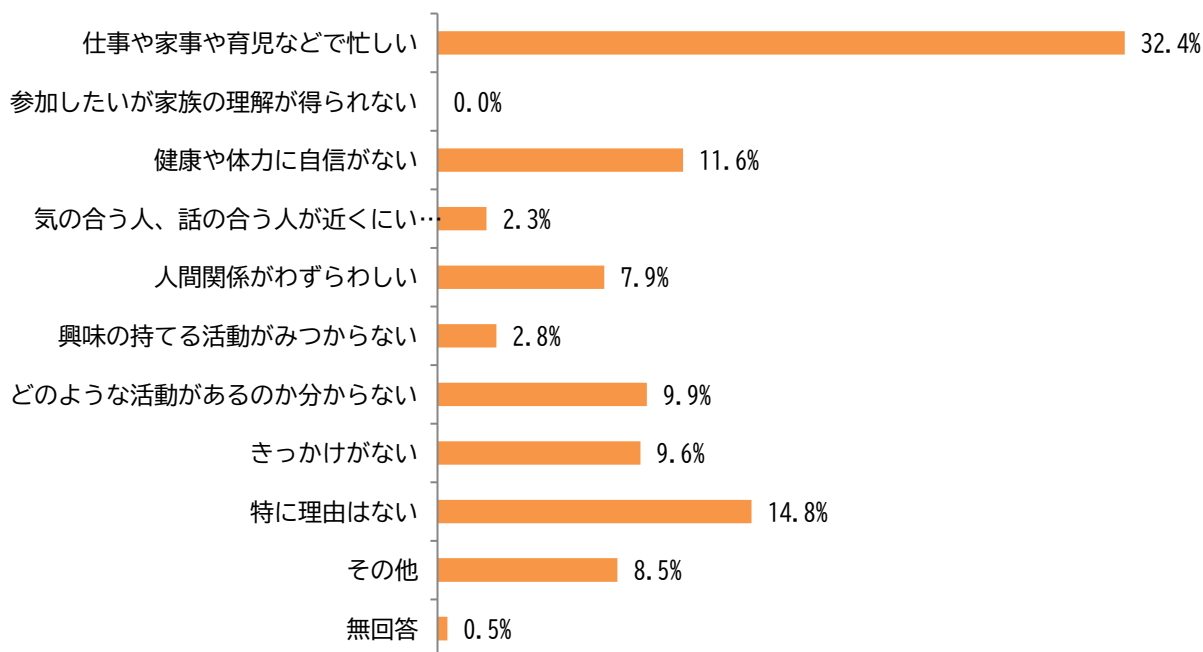
選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 町内会の行事や活動	324	24.7%
2 PTAなど小・中学校の活動	99	7.5%
3 子育てサークルや子育てサロンなど、 子育て世帯を支援する活動	16	1.2%
4 老人クラブ活動	26	2.0%
5 高齢者の見守りや配食、サロンなど、 高齢者を支える活動	17	1.3%
6 障害者の見守りなど、障害者を支える活動	15	1.1%
7 防犯活動、防災活動	54	4.1%
8 文化・スポーツなどのサークル活動	70	5.3%
9 その他	31	2.4%
10 特に参加・協力はしていない	649	49.5%
11 無回答	11	0.8%
合計	1312	100.0%



問 13) 地域の活動に参加していない理由

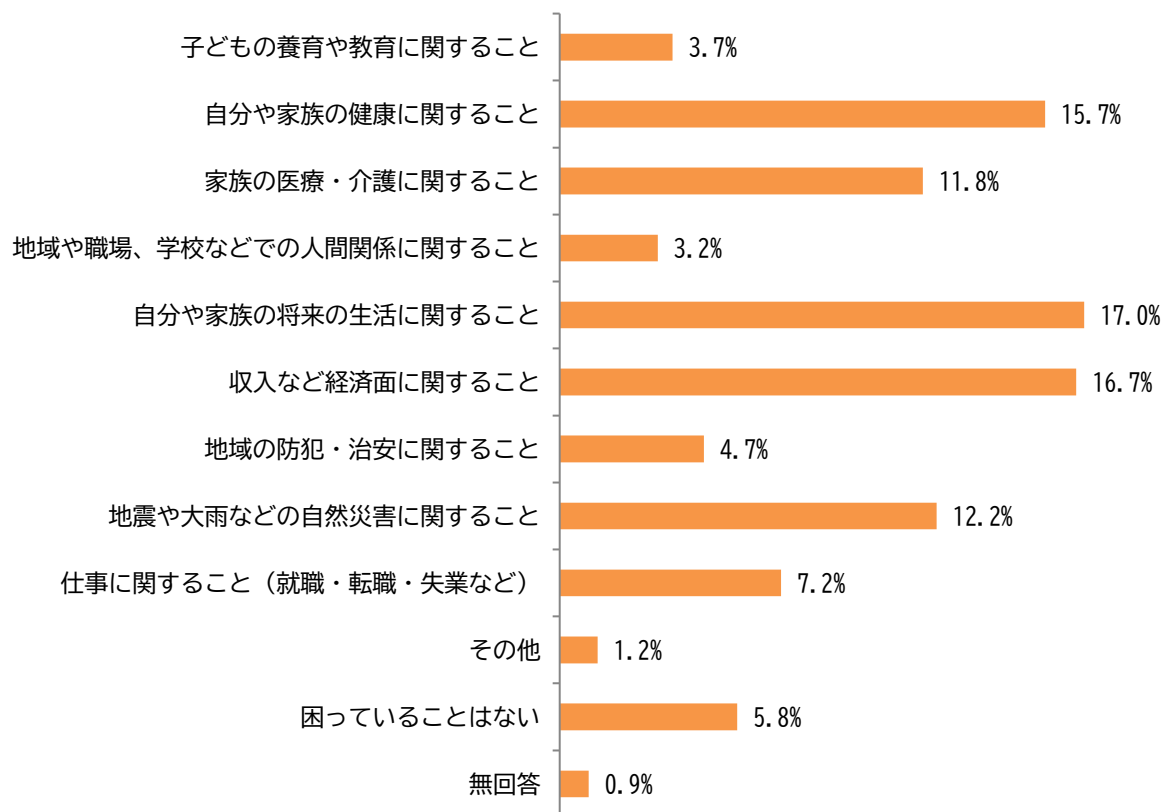
(問 12 で「10 特に参加・協力はしていない」を選択した方のみ 1 つ選ぶ)

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 仕事や家事や育児などで忙しい	210	32.4%
2 参加したいが家族の理解が得られない	0	0.0%
3 健康や体力に自信がない	75	11.6%
4 気の合う人、話の合う人が近くにいない	15	2.3%
5 人間関係がわずらわしい	51	7.9%
6 興味の持てる活動が見つからない	18	2.8%
7 どのような活動があるのか分からない	64	9.9%
8 きっかけがない	62	9.6%
9 特に理由はない	96	14.8%
10 その他	55	8.5%
11 無回答	3	0.5%
合計	649	100.0%



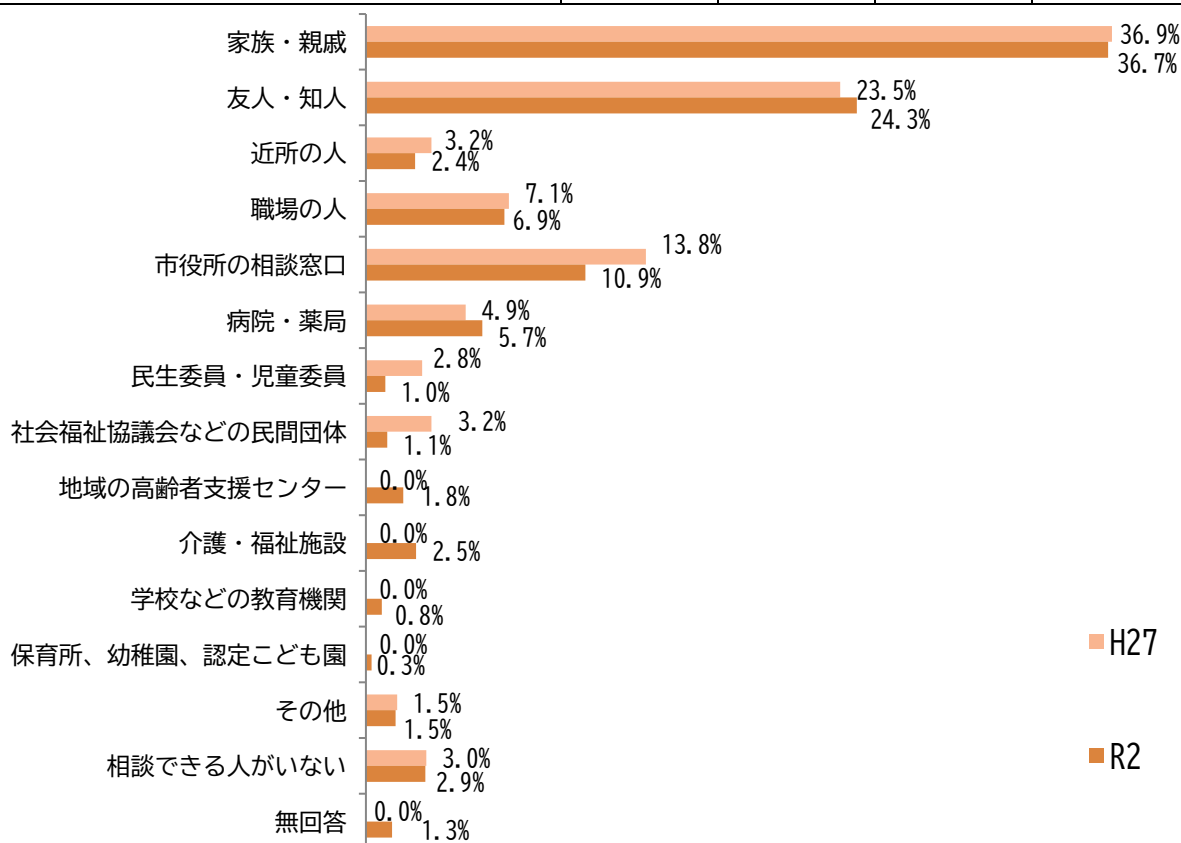
問 14) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることがありますか。（あてはまるもの全て）

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 子どもの養育や教育に関すること	98	3.7%
2 自分や家族の健康に関すること	421	15.7%
3 家族の医療・介護に関すること	315	11.8%
4 地域や職場、学校などでの人間関係に関すること	85	3.2%
5 自分や家族の将来の生活に関すること	455	17.0%
6 収入など経済面に関すること	448	16.7%
7 地域の防犯・治安に関すること	125	4.7%
8 地震や大雨などの自然災害に関すること	327	12.2%
9 仕事に関すること（就職・転職・失業など）	192	7.2%
10 その他	33	1.2%
11 困っていることはない	154	5.8%
12 無回答	25	0.9%
合計	2,678	100.0%



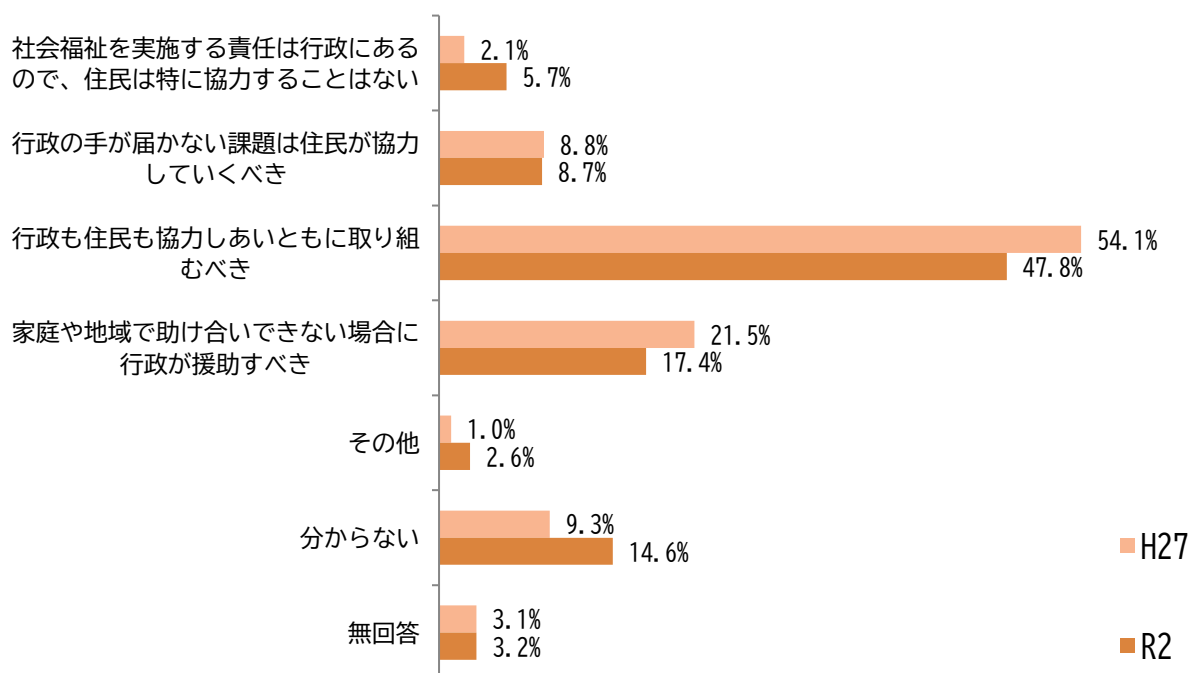
問 15) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを、誰に相談したいと思いますか。（3つまで）

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 家族・親戚	741	36.9%	798	36.7%
2 友人・知人	471	23.5%	528	24.3%
3 近所の人	65	3.2%	53	2.4%
4 職場の人	142	7.1%	149	6.9%
5 市役所の相談窓口	278	13.8%	236	10.9%
6 病院・薬局	99	4.9%	125	5.7%
7 民生委員・児童委員	56	2.8%	21	1.0%
8 社会福祉協議会などの民間団体	65	3.2%	23	1.1%
9 地域の高齢者支援センター		0.0%	40	1.8%
10 介護・福祉施設		0.0%	54	2.5%
11 学校などの教育機関		0.0%	17	0.8%
12 保育所、幼稚園、認定こども園		0.0%	6	0.3%
13 その他	31	1.5%	32	1.5%
14 相談できる人がいない	60	3.0%	64	2.9%
15 無回答	0	0.0%	28	1.3%
合計	2,008	100.0%	2,174	100.0%



問 16) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを解決するためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。（1つ選ぶ）

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない。	21	2.1%	63	5.7%
2 行政の手が届かない課題は住民が協力していくべき	87	8.8%	96	8.7%
3 行政も住民も協力しあいともに取り組むべき	533	54.1%	529	47.8%
4 家庭や地域で助け合いできない場合に行政が援助するべき	212	21.5%	193	17.4%
5 その他	10	1.0%	29	2.6%
6 分からない	92	9.3%	162	14.6%
7 無回答	31	3.1%	35	3.2%
合計	986	100.0%	1107	100.0%

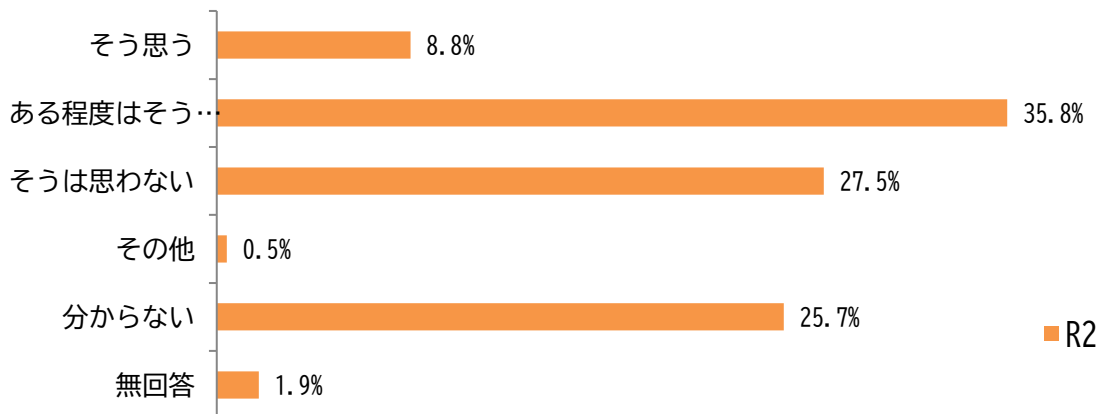


問 17) 八戸市が、年齢や性別など（※）が異なっても、多様性が尊重され、どのような立場にある人も自分らしくいられるまちだと感じますか。

（1つ選ぶ）

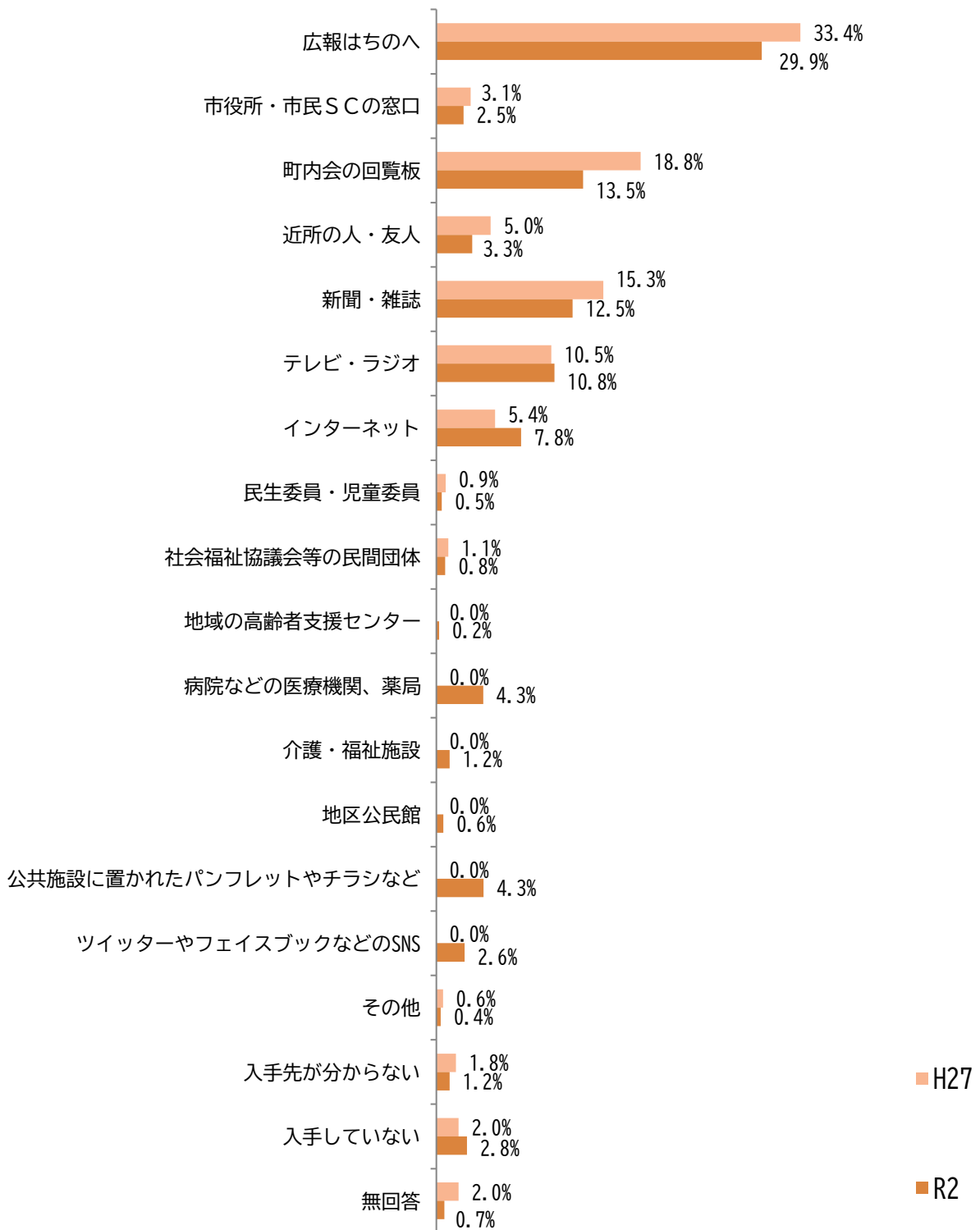
※年齢、性別、性的指向や性自認、障がいや病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景など

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	そう思う	97	8.8%
2	ある程度はそうだと思う	396	35.8%
3	そうは思わない	304	27.5%
4	その他	5	0.5%
5	分からない	284	25.7%
6	無回答	21	1.9%
合計		1,107	100.0%



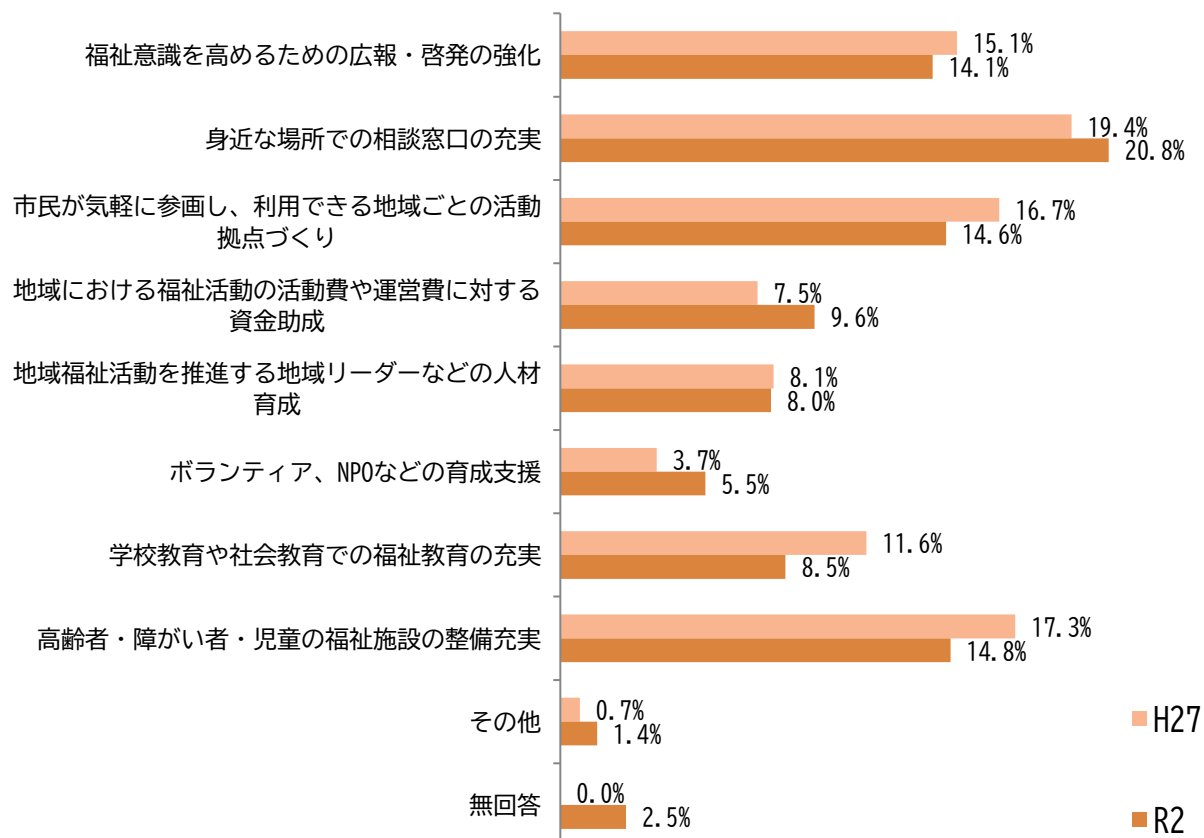
問 18) 市の保健や福祉に関する情報を、どのような方法で入手していますか。
(あてはまるもの全て)

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 広報はちのへ	818	33.4%	841	29.9%
2 市役所・市民ＳＣの窓口	77	3.1%	70	2.5%
3 町内会の回覧板	459	18.8%	379	13.5%
4 近所の人・友人	122	5.0%	93	3.3%
5 新聞・雑誌	375	15.3%	352	12.5%
6 テレビ・ラジオ	258	10.5%	305	10.8%
7 インターネット	132	5.4%	219	7.8%
8 民生委員・児童委員	21	0.9%	14	0.5%
9 社会福祉協議会等の民間団体	27	1.1%	23	0.8%
10 地域の高齢者支援センター		0.0%	7	0.2%
11 病院などの医療機関、薬局		0.0%	121	4.3%
12 介護・福祉施設		0.0%	34	1.2%
13 地区公民館		0.0%	18	0.6%
14 公共施設に置かれたパンフレットや チラシなど		0.0%	122	4.3%
15 ツイッターやフェイスブックなどの SNS		0.0%	73	2.6%
16 その他	15	0.6%	11	0.4%
17 入手先が分からない	44	1.8%	34	1.2%
18 入手していない	50	2.0%	79	2.8%
19 無回答	50	2.0%	21	0.7%
合計	2,448	100.0%	2,816	100.0%



問 19) 今後、地域福祉を推進していくためには、行政の役割として、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで)

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 福祉意識を高めるための広報・啓発の強化	346	15.1%	334	14.1%
2 身近な場所での相談窓口の充実	446	19.4%	492	20.8%
3 市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの活動拠点づくり	383	16.7%	346	14.6%
4 地域における福祉活動の活動費や運営費に対する資金助成	172	7.5%	228	9.6%
5 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成	186	8.1%	189	8.0%
6 ボランティア、NPOなどの育成支援	84	3.7%	130	5.5%
7 学校教育や社会教育での福祉教育の充実	267	11.6%	202	8.5%
8 高齢者・障がい者・児童の福祉施設の整備充実	397	17.3%	350	14.8%
9 その他	17	0.7%	33	1.4%
10 無回答	0	0.0%	59	2.5%
合計	2,298	100.0%	2,363	100.0%



問 20) 今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、福祉サービスのあり方、地域福祉の進め方、保健・福祉行政への提言など、日頃皆様が考えていることを自由にご記入ください。(自由記述)

○主な自由記述意見（抜粋）

〔保健福祉（子育て・高齢・障害）環境の充実／生きがいづくり〕

- もっと働く世代にも目を向けていただきたいと思う。働きながら子育てができる環境づくりや金銭的に困っている家庭への支援など。
- 若い人たちが介護援助する立場になり困った時にどのようにしていけばよいか普段から気を付けて情報を得ておく必要があると思います。
- 高齢者の体育測定を定期的に行う必要があると思います。介護の世話にならないために体を動かしたり、頭の体操をしたり、そういう集まりがあればいいと思います。
- 高齢者の引きこもり回避や子育て世代支援の場として、地域のコミュニティの場を創生し、顔の見える地域づくりをしていくのが良いのではと考える。
- 障がい者の立場になって、いろいろと考えてほしいと思います。雇用（障害者）を増やしてほしいと思います。
- 地域ごとに（コンパクトな範囲で）公的な相談窓口を設置して実態把握と、必要な人にはサービスの紹介や金銭的に厳しい人にはボランティアのあっせんなどしてくれる機関があると生活がしやすくなると思います。

〔個人の尊重／適切な情報発信〕

- 性別、人種、年齢、学歴、価値観の違いというものの多様性を受け入れることは大切なことと思います。特に企業においては、外国の人材を受け入れているところが多くなっているので、市民に多様性ということの意識の啓発を高める施策が必要と思われます。
- 誰かと比較して優劣をつけ争いの種を作らず済むように、立場が違って認め合える心の余裕がもてる行政を願っています。頑張ってください。
- 困っている人、情報を受け取るのが苦手な人にも分かりやすく情報が手に入り、サービスが受けられるようになって欲しい。

- 他地域から移住してきた人たちへの情報提供など、充実させてほしいと思う。
- 広報や啓発で使う「ことば」が十分に理解できないものがある。どんな年代でも理解できることばに置き換えチラシやパンフレットを作してほしい。特に「カタカナのことば」の意味が正しく高齢者に伝わっているのか不安です。パンフレットは視力や視覚に不自由な人でも読みやすい配色や配置に配慮くださいますようお願いいたします。

〔地域福祉の担い手や支え合いの仕組みづくり〕

- 支援する人が他者を尊重するための知識を得られるようにしてほしい。限られた経験や無知が、助け合いの実践を限定的にするように思います。一人一人の力ではなく、チームで支援することが効果的かもしれません。
- 地域には多くの技術、技能を持つ人がいると思います。必要とされる所で適任の人からボランティアをしてもらうためには、それを結びつけるコーディネーターが必要だと思います。
- 少なくとも私の周囲、地域ではコミュニケーションが活発とは言えず、地域の福祉のフォローは難しいと思います。行政による何らかのコミュニケーションの機会を作り出せたら、また違った形になるかもしれません。
- 小さい頃からの教育で、助け合いの大事さを伝えるべきではと思います。
- 町内会や子ども会は引き受け手が無くなっているところが多い。若い世代は共働き、働いていない人も育児や介護を担っているので、地域での支え合いは理想ではあるが、ボランティアに頼るのは難しい。行政との協働でなければならないと思う。生活課題についても、個人のプライバシーにかかわることも多い。万が一の事故も地域住民同士だと保険ではすまない。行政がモデルプランをしっかりと作り、地域で機能するまでの援助が欠かせないと思う。
- 賃貸住宅の単身世帯の者です。仕事などで時間が取れず、町内会などの地域活動には、これまで参加していませんでしたが、現住所での生活が長くなってきたので、参加加入してみようかと考えています。ですが、地元の町内会がどの程度活動への参加を求めているか、人間関係は煩わしくないかなどが気になり、まだ加入していません。昨今の社会情勢や自然災害などを考え、非常時には地域で助け合いたいと思っていますが、一歩が踏み出せない私の様な人も多いのではないかと思います。

2 策定経過

年月日	概要
令和3年1月8日～ 令和3年1月29日	市民アンケート調査実施 (市民1,889人、市政モニター111人へ郵送)
令和3年10月8日	令和3年度 第1回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門 分科会 ・計画原案の審議
令和3年11月15日	令和3年度 第2回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門 分科会 ・計画原案の審議・決定
令和3年12月1日～ 令和3年12月31日	計画原案に対する市民からの意見募集 (パブリックコメント)
令和4年1月25日	令和3年度 第3回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門 分科会 ・計画最終案の審議・決定
令和4年2月15日	計画策定・公表

3 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 委員名簿

任期：令和元年6月28日～令和4年6月27日

区分	団体・役職	氏名
学識経験者	社会福祉法人理事長	坂本 美洋
	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 特任教授	関川 幸子
	八戸市小学校長会	笹川 力
	東奥日報社 八戸支社 編集部長	近藤 弘樹
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	間山 路代
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	東山 国男
保健医療関係者	青森県栄養士会八戸地区会 運営委員長	伊藤 恵美子
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	荒川 繁信
	八戸市老人クラブ連合会 会長	古戸 良一
公募		慶長 洋子

4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例

平成 19 年 3 月 28 日条例第 11 号

(前文)

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願いである。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要がある。

八戸市は、是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展してきた。

私たち八戸市民は、先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければならない。

そこで、私たち八戸市民は、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を明らかにし、市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を定めることによって、市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を認識し合い、自立した存在として、対等の関係で協力し合うことをいう。
- (4) 健康と福祉のまちづくり 市民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活を営むことができるまちづくりをいう。
- (5) 健康福祉サービス 市の健康及び福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に基づき市又は事業者が実施する保健、医療、福祉等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、子ども等日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいう。

(7) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、旅館、官公庁の庁舎、道路、公園その他不特定かつ多数の人が利用する施設をいう。

(8) 公共交通車両等 旅客が利用する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会

(2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会

(3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会

(4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

(市民の役割)

第4条 市民は、生涯にわたり自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力して、安全、安心な地域社会を築くよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え合う地域社会を築くよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、支援に努めるものとする。

2 事業者は、従業員とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、施策の立案及び実施に当たっては、健康及び福祉への配慮を行うとともに、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、支援及び環境の整備に努めるものとする。

2 市は、高齢者、障害者等の権利を擁護し、健康福祉サービスが公平に提供されるよう努めるものとする。

(総合的な推進)

第7条 市民、事業者及び市は、協働して健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

(国等との関係)

第8条 市は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

第2章 健康福祉施策の基本方針

(保健、医療、福祉等の分野の連携)

第9条 市は、健康福祉施策の総合的な推進を図るため、保健、医療、福祉等の分野の連携に努めるものとする。

(計画の策定等)

第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、健康及び福祉に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めるものとする。

2 市長は、前項の計画（八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の職務に係る計画を除く。）の策定又は変更に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

4 市長は、第1項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

(健康増進の充実)

第11条 市は、市民が健康で安心して満ちた生活を営むことができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び心身の健康の保持増進に必要な施策の充実に努めるものとする。

(地域福祉の充実)

第12条 市は、市民が、地域の様々な生活課題に自発的かつ積極的に取り組みながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域福祉の推進に必要な施策の充実に努めるものとする。

(高齢者福祉の充実)

第13条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかに自立した生活を営むことができるとともに、介護が必要となった場合においても住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。

(障害者福祉の充実)

第14条 市は、障害者が、その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を発揮して、地域社会を構成する一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。

(母子の健康の確保)

第15条 市は、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境の整備、地域での子育て活動への支援その他の子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努めるものとする。

2 市は、虐待等の理由により、特別に保護を要する子ども及びその家庭の支援のため、必要な施策の充実に努めるものとする。

(子どもの健全育成)

第17条 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境及び教育環境の整備その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(福祉意識の醸成)

第18条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりや支え合いの心を持つよう、福祉意識の醸成に努めるものとする。

第3章 健康と福祉のまちづくりの推進

第1節 市民、事業者及び市の協働

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第19条 市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての自覚を持ち、健康と福祉のまちづくりに関する自主的な活動（以下「自主的な活動」という。）に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、必要な施策の充実に努めるものとする。

(市民活動団体との連携)

第20条 市は、健康と福祉のまちづくりを市民及び事業者との協働により推進するため、市民活動団体（町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行う公益性のある活動をする団体をいう。）との情報の共有及び交流の機会の確保に努め、連携を図るものとする。

(施設の提供)

第21条 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設を、健康と福祉のまちづくりを推進するため、市民又は事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努めるものとする。

第2節 健康福祉サービスの提供

(健康福祉サービスの提供の原則)

第22条 市及び健康福祉サービスを提供する事業者（以下「健康福祉事業者」という。）は、次に掲げる原則に基づき、健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

- (1) 適切なサービスを公平に提供すること。
- (2) 利用者の選択及び自己決定を尊重すること。
- (3) 人権を尊重したサービスの提供及びその質の向上を図ること。
- (4) 保健、医療、福祉等の関係機関の連携を図ること。

(情報の収集及び周知)

第 23 条 市及び健康福祉事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよう、必要な情報を収集し、その周知に努めるものとする。

(相談支援体制の整備)

第 24 条 市及び健康福祉事業者は、市民からの相談に迅速かつ適切に対処するため、相談支援体制の整備に努めるものとする。

(サービスの評価及び苦情の解決)

第 25 条 市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、健康福祉サービスの評価及びその利用に係る苦情を解決する体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 生活環境の整備

(施設の整備及び利用の支援)

第 26 条 市、事業者及び市民は、高齢者、障害者等が公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努めるものとする。

2 市は、公共施設の新設、増設又は改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の規定を遵守するとともに、青森県福祉のまちづくり条例（平成 10 年青森県条例第 46 号）第 11 条第 1 項に規定する整備基準に適合させるものとする。

(移動の確保)

第 27 条 市、事業者及び市民は、高齢者、障害者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努めるものとする。

2 公共交通車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が当該公共交通車両等を安心して利用するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の整備)

第 28 条 市並びに住宅の整備及び供給を行う事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活を営むことができるよう、住宅の整備及び供給に努めるものとする。

(就労の支援)

第 29 条 市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者、障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労の支援に努めるものとする。

(安全、安心な生活の確保)

第 30 条 市は、市民が安全、安心な生活を営むことができるよう、防災、防犯、交通安全、消費者保護等のための施策の充実に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の把握)

第 31 条 市は、高齢者、障害者等に対する日常の見守りや災害時の支援のため、事業者及び市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努めるものとする。

第4章 健康福祉審議会

第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による調査審議をするため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、健康福祉施策に関する基本的な事項及び社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、前項の事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べるができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 社会福祉事業に従事する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 保健医療関係者
 - (5) 地域支援関係者
 - (6) 公募に応じた者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。
- 7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

（委任）

第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「国民保護協議会の委員」を
「
国民保護協議会の委員
健康福祉審議会の委員
」
に改める。

附 則（平成25年6月17日条例第31号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。(後略)
附 則 (平成 28 年 9 月 28 日条例第 54 号)
- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市健康と福祉のまちづくり条例の規定による八戸市健康福祉審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の八戸市健康と福祉のまちづくり条例第 32 条第 4 項の規定により八戸市健康福祉審議会(以下「新審議会」という。)の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は新審議会がした調査審議の手続とみなす。

5 八戸市健康福祉審議会規則

平成 19 年 3 月 28 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年八戸市条例第 11 号）第 32 条第 7 項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 5 条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障がい者福祉専門分科会

(3) 健康・保健専門分科会

(4) 介護・高齢福祉専門分科会

(5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

- 5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各1人を置く。
- 6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって定める。
- 7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「当該専門分科会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

第6条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第7条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
- 3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
 - （1）地域密着型サービス運営委員会
 - （2）地域包括支援センター運営協議会
- 4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあつては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあつては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（資料の提出の要求等）

第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月20日規則第61号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項第4号の改正規定（同号を第3号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月6日規則第105号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(任期に関する経過措置)

- 2 八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 28 年八戸市条例第 54 号）附則第 1 項の規定により同項に規定する新審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における同項に規定する旧審議会（以下「旧審議会」という。）の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(会長及び副会長に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に旧審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、この規則による改正後の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

(旧部会に関する経過措置)

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による健康・保健部会、介護・高齢福祉部会、障がい福祉部会又は社会福祉部会（以下「旧部会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 5 条第 4 項の規定により健康・保健専門分科会、介護・高齢福祉専門分科会、障がい福祉専門分科会又は社会福祉専門分科会（以下「新専門分科会」という。）の委員に指名されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 5 条第 6 項の規定により、新専門分科会の専門分科会長及び副専門分科会長として定められたものとみなす。
- 6 この規則の施行前に旧部会において決議した事項で、改正前の規則第 5 条第 9 項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第 5 条第 9 項後段の規定により、専門分科会長が報告するものとする。
- 7 この規則の施行前に旧部会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新専門分科会において調査審議をするものとし、旧部会がした当該調査審議の手続は新専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(旧専門委員に関する経過措置)

- 8 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による専門委員である者は、施行日に、改正後の規則第 6 条第 2 項の規定により臨時委員に委嘱されたものとみなす。

(旧分科会に関する経過措置)

- 9 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「旧分科会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 7 条第 4 項の規定により地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「新部会」という。）の委員に指名されたものとみなす。

- 10 この規則の施行の際現に旧分科会の分科会長及び副分科会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第7条第6項に規定により、新部会の部会長及び副部会長として定められたものとみなす。
- 11 この規則の施行前に旧分科会において決議した事項で、改正前の規則第7条第8項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第7条第9項後段の規定により、部会長が報告するものとする。
- 12 この規則の施行前に旧分科会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新部会において調査審議をするものとし、旧分科会がした当該調査審議の手続は新部会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成29年8月3日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

この冊子の表紙及び裏表紙は、八戸市庁舎から廃棄された使用済みの紙を原料にして、庁舎内に設置しているオフィス製紙機で作成した紙です。

第4期八戸市地域福祉計画

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-9258 FAX 0178-43-0746

E-mail fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp

市ホームページ <https://www.city.hachinohe.aomori.jp>

令和4年2月発行